

令和4年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

1 調査目的

県内の一般環境、発生源周辺の大気環境における有害大気汚染物質による汚染状況を把握する。

2 調査内容

(1) 調査時期

令和4年4月～令和5年3月（毎月1回、合計12回）

(2) 調査地点

地域分類	調査地点	所在地
一般環境	第一中学校局	弘前市和徳町363-13
発生源周辺	根岸小学校局*	八戸市日計5丁目8-1

※ 根岸小学校局における調査は、環境省が実施。

(3) 調査対象物質

優先取組物質 21物質

3 第一中学校局における調査結果

※ 根岸小学校局における調査結果については、環境省での公表後に追加します。

(1) 環境基準が設定されている物質（4物質）

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、いずれの地点においても環境基準を達成していた。

(2) 環境基準は設定されていないが指針値が設定されている物質（11物質）

指針値が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物の11物質については、いずれの地点においても指針値を下回っていた。

○指針値とは

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるもので、11物質について設定されている。

別表 令和4年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

測定対象物質	測定値<年平均値>		環境基準 (指針値 ^{※2}) <年平均値>	単位
	一般環境	発生源周辺		
	第一中学校局	根岸小学校局 ^{※1}		
ベンゼン	0.62		3 以下	μg/m ³
トリクロロエチレン	0.0053		130 以下	
テトラクロロエチレン	0.005		200 以下	
ジクロロメタン	0.54		150 以下	
アクリロニトリル	0.0048		(指針値 2 以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0047		(指針値 10 以下)	
クロロホルム	0.10		(指針値 18 以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.084		(指針値 1.6以下)	
1,3-ブタジエン	0.030		(指針値 2.5以下)	
酸化エチレン	0.049		—	
アセトアルデヒド	1.3		(指針値 120以下)	
ホルムアルデヒド	3.9		—	
塩化メチル	1.1		(指針値 94以下)	
トルエン	1.4		—	
ベンゾ[a]ピレン	0.064		—	ng/m ³
ニッケル化合物	0.77		(指針値 25 以下)	
ベリリウム及びその化合物	0.0098		—	
マンガン及びその化合物	8.2		(指針値 140以下)	
クロム及びその化合物	1.3		—	
ヒ素及びその化合物	0.91		(指針値 6 以下)	
水銀及びその化合物	1.3		(指針値 40 以下)	

単位 μg [マイクログラム] : 100 万分の 1 グラム (10⁻⁶ グラム)

ng [ナノグラム] : 10 億分の 1 グラム (10⁻⁹ グラム)

※1 根岸小学校局における調査は環境省が実施 (環境省での公表後に追加します)

※2 有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された値